2019 年 3 月号 簿記論 つぶ問

4問目

【問題】

次の一連の取引について、発行者側の仕訳を答えなさい。なお、入出金はすべて普通預金とし、一括法で処理する。(便宜上、金額は小さくしてあります。)

- ① X1年4月1日(1ドル=100円)に1ドルの転換社債型新株予約権付社債を発行した。
- ② X2年3月31日 (1ドル=110円) に決算をむかえた。
- ③ X2 年 9 月 30 日 (1 ドル=120 円) に 1 ドル分が株式に転換され、全額を資本金とした。

【解答】

1	(借)	普	通	預	金	100	(貸)	社		債	100
2	(借)	為	替	差	損	10	(貸)	社		債	10
3	(借)	社			債	110	(貸)	資	本	金	120
		為	替	差	損	10					

【解説】

外貨建転換社債型新株予約権付社債の換算は、発行時相場と決算日相場の 2 つの考え方があります。現在では新株予約権の行使が会社法において現物出資と考えられる(③の行使時には 120 の社債の現物出資) ため、決算・行使時ともに最新の相場を用いることになります。

しかし、保有者側の処理は保有目的に応じて変わります。売買目的ならば常に時価・最新の相場で評価換算を行って差額を損益としますが、その他有価証券ならばその他有価証券評価差額金となります。そして、行使時もその他有価証券では取得時の相場で換算を行います。仮にその他有価証券として保有する場合の仕訳を示すと、次のとおりとなります。

前提

- ✓ 時価は常に1ドルで変動がない(時価に変動があれば時価で評価)
- ✓ その他有価証券評価差額金は期首に洗い替え(②と③の間に洗替処理が入る)

(D	(借)	投	資	有	価	証	券	100	(貸)	普	通	預	į	金	100
(2		(借)	投	資	有	価	証	券	10	(貸)	その他有価証券評価差額金					10
(3	3)	(借)	投	資	有	価	証	券	100	(貸)	投	資 有	価	証	券	100

③については仕訳が必要かどうか悩むところですが、転換社債型新株予約権から株式に変わったことを重視して仕訳を行っています。発行者側が行使された場合の社債→株式は負債と純資産という大きな違いがあり、かつ現物出資という考え方がありました。それに対して、取得者側が行使された場合の有価証券→有価証券では、発行者ほど大きな変化はなく投資が連続している(行使前後で精算されていない)と考えれば、取得時の為替相場で換算するのが妥当と考えられます。